

る問題であるのでそれを質問したんです。もうすでにバス停は、
こうに移っております。いままでは、駅の前から子供にしてはい
らうの人が乗れたんです。そういう問題について私は、それはルー
ルはちゃんと判っておりますが、この際これを申し上げたんです。
(休憩と呼ぶ者あり)
議長(末次性男君) 暫時休憩いたします。
午後一時十五分 休憩
午後一時十七分開議
議長(末次性男君) 休憩前に引続き会議を開きます。
引続き質疑を行います。
二十二番(塩野鉄之助君) 本案に対しては委員長に質問するべ
きところという面においては、今後ある機会に私がまたお願い
する機会を得ましていたします。ただいまの委員長報告に対し
ては全面的に賛成するものであります。
十番(松山清君) 私はこの案件には賛成しかねるわけですが、そ

れで一つ委員長にお聞きしたいんですけれども、五三八号線の柳通
り取り付け部分には、このまわに店舗が新設されているわけで
すが、この店舗が当然この五三八号線にのっかっているんでは
ないかと思われざるわけですから、この辺の事実はどうなん
ですかお聞きしたい。
建設委員長(高坂忠君) ただいまの松山議員の質問でございま
すか、建設委員会におきましては、この五三八号線の中より発言がご
ざいまして、私も委員長報告でもご承知のとおり継続審議と
いたした次第でございしますが、この書類でございしますが、昭和二十
七年の十一月に地主と町側との契約申立書という事になっておりま
して、読んでみますと、この度福生町指定地区内道路建
設のために私名義の所有地福生町福生九百六十三の一番地のうち
の敷地については、積極的に応ずるものであります。しかし残
地の地形が悪くなるので道路に隣接する公道を廃止していたた
きたくお願い申し上げます。一、ということとを申し立てて当時の
理事者はこれに対して承諾を与えておりますので、建設委員

会いたしましたし、書類が整備している以上は、これはよからうということ、
ことで全員一致で可決した次第であります。

二十五番 (岩田博君)

関連質問でございますが、

松山議員のよう

にまた市民になって日が浅い方はそういうこと判らないと思ひます
が、これはよく松山議員に納得して貰うわいなと、 こういう
廃道が町と約束されていながら十年の上いまだに町は使つてい
まけれども市民には松下げになつていないという所がいつぱいある
わけなんです、 そういう所をどんどん市が積極的に市民と
の約束でございますから、 確かに松山議員の質問のとおりに誤解
するのちも当然だと思ひます、 また最近のことなんです。 も
っと古い道路が市との約束であり市民に払い下げになつていないと
いうことで、 今後市理事者に早急にそういう点を解決して
いただくことを要望いたしますして関連質問を終わります。 (拍手)
(松山清君) 地主との関係はよく判るわけですから、 この店
舗を出している人は、 それに市の行政なんにも精通している
方かと思つて、 そういう点で私としては手続等を踏ん

でかうこういうものがなされれば、 そういう店舗を建設されれば非
常によかつたと思つてわけです。 そういふ点で私はこの案木につい

ては賛成できないということであります。

議長

(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

二十五番

(関米吉君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十九号については討
論を省略し委員会審査報告のとおりに可決せんことを望み
ます。

(賛成と呼ぶ者あり)

議長

(末次性男君) あはかりいたします。

ただいま関米吉君から

所定の賛成者を得て本案は討論を省略し委員会審査報告
のとおりに可決されたい旨の動議が提出されましたが、 本動議の
とおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

議長

(末次性男君)

ご異議がございませんので、

起立により採決いたしま

す。 本案については委員会の報告のとおりに可決されたい旨の動議

に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長

(末次性男君)

起立二十三名多数であります。

よって議案本

第八十九号は委員会報告より可決することに決定いたしました。

議長

(末次性男君)

日程第十三陳情第八号ホテル保護条例の設置

に関する陳情を議題といたします。

本件については総務委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

(総務委員長

田村匡雄君

登壇)

総務委員長(田村匡雄君)

ご指名をいただきましたので審査報告をいたします。

(陳情審査報告書

朗読)

別添参照

本陳情に対する審査の概要について補足説明を申し上げます。

この陳情書は、六月の定例会において当委員会に付託され以来四回の委員会を開き、審査を重ねてまいりました。

の間ホテル保護条例を設置し保護について力を注いでいる岐阜県の本巢町を視察する等積極的な検討を重ねてきたわけであり、ます、陳情の内容であるホテル保護の条例化については、当市の場合発生区域が東京都の水道用地であるという特殊な事情もあり、市の単独条例で制定することにも問題もあるということ、また教育委員会にあきましても来年度には市の文化財保護条例も制定する考え方であり、その中に天然記念物として抱合すれば、ホテル保護という陳情の趣旨も満たされるのではないかと、このことから、当委員会としては、陳情の趣旨に沿うよう努力されたい旨の意を付し、全員異議なく採択すべきものと決定した次第であります。

ようしく慎重審議の上委員会決定のとおりご採択下さるようお願いいたします。

議長

(末次性男君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行いません。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

あはかりいたします。 陳情第八号に対する委員会の審査報告は採択と決定であります。 本件は委員会審査報告とあり決するに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。 よって陳情第八号

は委員会審査報告とあり採択と決定いたしました。

議長（末次性男君） 日程第十三陳情第十号プレハブ校舎解消問題に

関する陳情書を議題といたします。

本件については総務委員会に審査を付託してありますので委員長から報告願います。

（総務委員長 田村匡雄君 登壇）

総務委員長（田村匡雄君） ご指名がございましたのでご説明申し上げます。

（陳情審査報告書 朗読） 別添参照

内容についてご説明申し上げます。

本陳情書は第二中学校における特別教室として使用しているプレハブ校舎を解消していたというところで、去る九月の第三回定例回に提出され当委員会に付託されたものであります。このプレハブ校舎、約二、八平方メートルを仮に改築すると空調関係を除き約五十万以内ぐらいかかりました文部省補助とあわぐとしても現在の十六学級に対する保有面積が文部省の規準よりも二三〇平方メートルばかり多いため補助金をもうえぬ状況であり、文部省補助がもうえる十九学級以上になるには、昭和五十一年頃となり、さうに今後市としては第七小学校や第三中学校を来年度から取りかからなければならず、財政的にもなかなか苦しい状態である。――、このような理事者からの考であるが、いずれにいたしましてもこうした変則的な施設でいつまでも放置しておくことは教育上からも、また他の学校との均衡上からも好ましい状態ではないので、できるだけ早く早急に改築等をすべきであるという全委員の意見の一致をみ、本陳情書は採択すべきものと決定した次第であります。

議長 (末次性男君) ようしく慎重に審議の上、本委員会決定しており、お願いいたします。

これより質疑に入りまします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (末次性男君) 以上で質疑は終わります。

おはかりいたします。

陳情第十号に対する本委員会の審査報告は、採択と決定であります。本件は本委員会報告とあり決す

るに、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (末次性男君) 異議なしと認めます。よって陳情第十号

は本委員会審査報告とあり採択と決定いたしました。

これより暫時休憩いたします。

午後一時三十分 休憩

午後四時 開議

議長 (末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十四 福生市選挙管理委員会委員の選挙を行ないま

議長 (末次性男君) おはかりいたします。選挙の方法は地方自治法第

百十八条第二項の規定による指名推せんの方法によりたいと思ひ

ますか、これに異議ありませんか。

議長 (末次性男君) (「異議なし」と呼ぶ者あり) 異議なしと認めます。よって本件選挙の

方法は、指名推せんの方法によることに決定いたしました。

議長 (末次性男君) おはかりいたします。指名方法については議長

において指名することにいたしたいと思ひますか、これに異議あ

りませんか。

議長 (末次性男君) (「異議なし」と呼ぶ者あり) 異議なしと認めます。よって本件選挙の

細谷作一君 石川松太郎君 吉沢利治君

以上四名を指名いたします。

議長 (末次性男君) おはかりいたします。ただいま議長が指名した

細谷作一君 石川松太郎君
筈本太郎君 吉沢利治君

をそれぞれ福生市選挙管理委員会委員の当選人と決めるところにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (末次性男君) ご異議なしと認めます。よってだいま指名した

細谷作一君 石川松太郎君
筈本太郎君 吉沢利治君

の四名はそれぞれ福生市選挙管理委員会委員に当選されました。

議長 (末次性男君) 日程第十五福生市選挙管理委員会委員補充

充員の選挙を行ないます。

議長 (末次性男君) おわかりいたします。選挙の方法は地方自治法

第百十八条第二項の規定により指名推せんの方法によりたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (末次性男君) ご異議なしと認めます。よって本件選挙方

法は、指名推せんの方法によることに決定いたしました。

議長 (末次性男君) おわかりいたします。指名の方法は議長において指

名することになしたと思ひますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (末次性男君) ご異議なしと認めます。よって議長において

指名することに決定いたしました。

議長 (末次性男君) 森田新平君 森田幸一君

藤井 広君 平原治作君

以上四名を指名いたします。

議長 (末次性男君) おわかりいたします。ただいま議長が指名した

森田新平君 森田幸一君

藤井 広君 平原治作君

をそれぞれ福生市選挙管理委員会委員補充員の選挙人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (末次性男君) ご異議なしと認めます。 ようてたいま指名した

森田新平君 森田幸一君

藤井広君 平原治作君

の四名がそれぞれ福生市選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

議長 (末次性男君) おはかりいたします。 たいま当選された補充員の中

から将来委員が欠員となつた際に補充すべき委員となる順位を定めることについては、議長が指名する順位によることにしたいと思ひますか、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (末次性男君) ご異議なしと認めます。 よつて委員補充の順位

を定めることは、議長が指名順位によることに決定いたしました。

第一順位 森田新平君 第二順位 森田幸一君

第三順位 藤井広君 第四順位 平原治作君

以上順位により委員補充をすることにいたします。

議長 (末次性男君) 日程第十六請願第八号駐留軍労働者の雇用安

定離職対策拡充に関する請願書を議題といたします。

事務局長として請願書の朗読をいたさせます。

(高田議会議務局長 朗読) 省略

議長 (末次性男君) 朗読は終わりました。

紹介議員関米吉君から本主旨の説明を求めます。

(十七番 関米吉君 登壇)

十七番(関米吉君) ご指名いただきましてはなほた僭越でございますが、請願第八号に対する紹介議員を代表し、請願の主旨説明を行ないます。

本請願の主旨は、たいま朗読されましたように終戦以来種々困難な労働条件のもとに米軍の基地に働いております基地労働者、皆さん方のご承知のような基地状況の変化によつて基地労働も最終的な段階をむかえ、平均年令五十歳以上のオクが解雇後の生活確保について大きな不安をもち、こつたの雇用安定

離職対策の拡充に特別な配慮を与えていたいただきたいというのをお願ひの主旨でございます。そもそも基地労働者は、一般民間労働者や公務員と異なりまして国策によつて日本政府に雇用され、雇用主である在日米軍にその労務を提供してあるものであり、このため政府におきましては駐留軍関係離職者等特別臨時措置法を制定し、その特別な保護をはかり、また各市町村においても同法の定めによりまして各条例を制定し、離職対策協議会等を持ちまして真剣にその対策に取り組んであることはご承知のとおりでございます。特に当市におきましては横田基地があるというような、関係で基地労働者も約七百名を数えており、家族を加えますと二千数百名に及ぶものが、離職退職後の生活の安定につきまして非常な不安をもつておられるわけでございます。したがいまして従来以上にこうした問題について力を注いでいたいただきたいというものでございます。請願の各項目につきまして具体的な主旨説明は省略させていただきますが、何とぞ全議員各位のご理解あつてご支持をいただきますまして、本請願をご採択賜ります。

ようお願ひ申し上げまして、はなはだ簡単にございしますが主旨説明いたします。

議長

(末次性男君)

以上で紹介議員の主旨説明は終わりました。

これより本件請願に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

(末次性男君)

以上で質疑は終わります。

請願第八号については、

厚生委員会に付託し閉会中の継続

審査とし、詳細なる審議を願うことにいたします。

議長

(末次性男君)

日程第十七閉会中の継続審査申し出について

を議題といたします。

総務および建設の委員長からもち同委員会において審査中の案件について、会議規則第七十条の規定によりお手元にご配布してあります申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありましたので議事係長として朗読いたさせます。

(須崎議事係長

朗読)

別添参照

議長（末次性男君） 朗読は終わりました。

あはかりいたします。 本件は申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにいたしましたと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。 よって本件は申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

議長（末次性男君） 日程第十八特定事件継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件について、各常任委員会から継続調査の要求がありましたので、お手元にご配布の特定事件継続調査事項表のとおり閉会中の継続調査に付したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。 よって本件特定事件

議長（末次性男君） これより暫時休憩いたします。

午後四時十六分 休憩
午後五時 再開

は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

署名議員

福生市議会議長

末次性男

議員 関 米吉

議員 中 里 元一

議員 大 野 行 大

